

西宮市立留守家庭児童育成センターの指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市立留守家庭児童育成センターについて、次のとおり指定管理者を指定しました。

1 対象施設

西宮市立夙川留守家庭児童育成センター（西宮市久出ヶ谷町8番4号）

西宮市立大社園留守家庭児童育成センター（西宮市桜谷町9番7号）

2 指定管理者として指定した団体

団体名 企業組合 労協センター事業団

代表者 代表理事 田嶋 羊子

所在地 東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビル

3 指定管理者に行わせる業務

- (1) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後健全育成事業を行うこと
- (2) 西宮市立留守家庭児童育成センター条例（以下「条例」という。）第6条に規定する留守家庭児童育成センターの利用の許可及び不許可に関する事務を行うこと
- (3) 条例第7条に規定する留守家庭児童育成センターの利用の許可の取消し等に関する事務を行うこと
- (4) 留守家庭児童育成センターの施設及び設備の維持管理を行うこと
- (5) その他留守家庭児童育成センター設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

4 指定期間

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで